



グリーン調達基準書

2018年4月21日
初版

2023年8月10日
第3版改定

タイガー魔法瓶株式会社

目次

改訂履歴	I
目次	II
1. 目的	・・・ 1
2. 適用範囲	・・・ 1
3. 用語と定義	・・・ 1
4. グリーン調達の進め方	・・・ 3
5. お取引様への依頼事項	・・・ 4
6. お問い合わせ先	・・・ 4

1. 目的

グリーン調達に関する当社の考え方及び、お取引先様に対する要求や運用に関して示しています。本基準書に従い、各国の製品含有化学物質規制に遵守し、環境負荷低減に努めます。

2. 適用範囲

当社への納入品に関わる全ての仕入れ部材（原材料、外注加工部品、包装材、副資材を含む）に適用します。

3. 用語と定義

お取引先

当社の一次サプライヤ。

納入品

当社に収めている全ての製品又は部品。

外注加工部品

下請会社に材料等を支給して製造した部品。

包装材

製品及び部品の保護や運搬、保管のために使用されるもの。通函は対象外。

例：段ボール、発泡スチロールパット、紙パット、袋（ポリ袋やビニル袋等）、粘着テープ

副資材

製品や部品の製造工程に必要とされるが、製品や部品の一部にならないもの。

例：めっき、半田、テープ、インク、グリス等

不適合品

当社の製品含有化学物質基準を満たしていない製品及び部品。

化学物質管理関連の変更

ご提出資料の内容変更、部材や副資材、工程等の化学物質管理に影響のある変更。

グリーン調達基準書

本基準書。製品を製造するために必要な原材料や部品などを調達する時、環境負荷の少ないものを選択するため、お取引先様に対する要求や運用に関して示している基準書。

取引調査票

お取引先様の製品含有化学物質管理レベルの把握及び評価を行うための調査票。

含有化学物質調査票

当社への納入品が当社基準に適合しているのか確認するための調査票。

監査チェックシート

監査実施時にお取引先様の製品含有化学物質管理レベルを確認するチェックシート。

不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で除去しきれない物質、又は合成過程で生じ技術的に除去しきれない物質、又は製造・生産過程で外部から混入した目的外の物質。

閾値

均一物質あたりの重量割合。(単位 : ppm) 均一物質とは機械的にそれ以上複数の異なる材料に分離することができない材料。

意図的添加

部品・材料などに、性能や特性、機能を付与するため、および工程中に工程条件などを維持するために、意識して添加すること。

含有量

均一物質あたりの重量割合。(実測値又は理論値) 値が変動する場合は最大値とする。

制限（要求対応）

当社規制化学物質に対して、閾値以上の含有を禁止する。閾値以上の含有がある場合は、含有化学物質調査票にて報告する。

報告（要求対応）

当社規制化学物質に対して、閾値以上の含有又は意図的添加がある場合は、含有化学物質調査票にて報告する。

成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能 よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

ポリマー

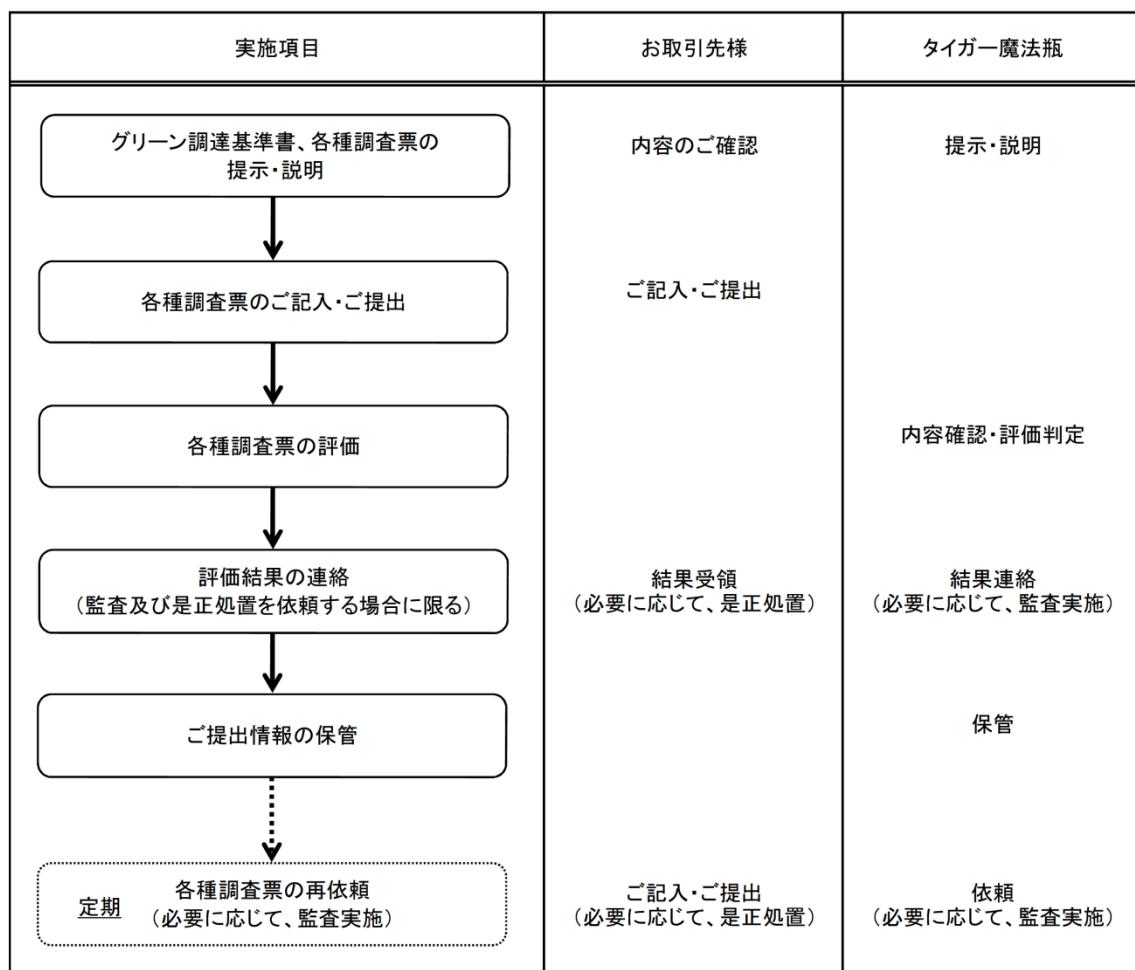
高分子の有機化合物。一般的に合成樹脂を指す。

S V H C

Substances of Very High Concern (高懸念物質) の略語。REACH 規則にて「CMR (発がん性、変異原性、生殖毒性物質)、PBT (難分解性、生体蓄積性、毒性物質)、vPvB (極めて難分解性、生体蓄積性の高い物質) といった人の健康および環境に対して高い懸念を抱かせる物質」と定義されており、SVHC 中から優先順位をつけて認可を必要とする物質が指定される。

4. グリーン調達の進め方

運用手順を以下に示します。



5. お取引先様への依頼事項

(1) 製品含有化学物質に関する管理体制構築

納品頂く製品及び部品に対し、当社指定化学物質に関する基準を順守できるような管理体制の構築及び維持向上に努めていること、ならびに製品含有化学物質管理の責任者及び窓口が定まっていること。

(2) 各種調査に関するご協力

(1) の確認のため、管理体制及び含有化学物質に関する調査を実施しますので、ご回答のご協力ををお願いします。必要に応じて、材料証明書や試験報告書のご提出、監査・是正処置を依頼する場合もございます。当社支給部品をご使用の場合、支給部品は当社基準に適合している前提で、それ以外の部品や作業工程、副資材に関してご確認頂き、当社に納品頂く最終状態としての調査をお願いします。調査依頼の運用詳細は4. グリーン調達の進め方をご参照下さい。なおご提出頂いた資料は、当社の化学物質管理に必要な範囲に限り使用します。

(3) 不適合品発生及び化学物質管理関連の変更発生時のご連絡

不適合品や変更事項が発生した場合、不適合状況（対象製品、対象化学物質、不適合ロットなど）や変更内容（担当者変更、ご提出書類の変更、材料や工程の変更など）のご連絡をお願いします。

以上